

第54期

令和元年度第3回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和元年8月7日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 54 期 令和元年度 第 3 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和元年 8 月 7 日（水） 11 時 10 分～11 時 40 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 5 人（定数 5 人） 労働者代表委員 5 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 片山 聡 佐野洋史 中 睦 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 中村猛利 吉田 守 使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 石坂労働局長、足立労働基準部長、 高津賃金室長、辰巳室長補佐、 吉川賃金指導官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県最低賃金専門部会報告について ・ 令和元年度滋賀県最低賃金の改正決定について（答申） ・ 特定（産業別）最低賃金最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局（室長）

定刻より少し遅れておりますが、ただ今から、第3回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、公益代表、労働者代表、使用者代表、皆様ご出席いただいておりますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けましたところ、4名の申込みがあり、本日、傍聴していただいておりますことを、併せてご報告いたします。

なお、本日はマスコミの取材をお受けしておりますので、お伝えさせていただきます。

それでは、以後の進行を会長にお願いいたします。

○会長

本日は皆様大変暑い中ご出席いただき、ありがとうございます。早速ですが議題の(1)「滋賀県最低賃金専門部会報告について」から始めたいと思います。本日、この審議会の前に開催されました第3回目の滋賀県最低賃金専門部会におきまして、最低賃金改正に関する報告がまとまりました。

事務局より、報告書の朗読をお願いします。

○事務局（室長補佐）

お手元の資料、資料ナンバー1をご覧くださいませでしょうか。

なお、朗読に際しましては、本来全文であります。別紙1につきましては金額及び発効年月日のみ、別紙2については、全て読み上げを省略させていただきます。報告書の委員のお名前につきましても省略をさせていただきます。

令和元年8月7日、

滋賀地方最低賃金審議会会長、中 睦 殿、

滋賀地方最低賃金審議会

滋賀県最低賃金専門部会部会長、中 睦

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年7月8日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成29年10月5日発効の滋賀県最低賃金（時間額813円）は平成29年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

別紙1、4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 866円

6 効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○会長

ただ今の専門部会の報告を受けまして、議題の(2)「滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）」、本審議会として採決を行いたいと思います。

滋賀では最低賃金審議会令第6条第5項により最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とはしておりませんので、この審議会においても採決する必要があります。

滋賀県最低賃金の改正決定について、この報告書どおり866円、27円アップ、引上げ率3.22%としてよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔採 決〕

○会長

賛成が10名、ありがとうございます。

では、次に反対の方挙手を願います。

〔採 決〕

○会長

4名、ありがとうございます。

賛成が10名、反対が4名ですので、866円、27円アップ、引上げ率3.22%を本審議会の決定として、答申することといたします。

答申文案の配布・朗読をお願いします。

〔答申文案の配布〕

○事務局（室長補佐）

答申文（案）につきましても別紙1につきましても金額及び効力発生の日、別紙2につきましても省略とさせていただきます。

滋賃審第9号

令和元年8月7日

滋賀労働局長、石坂 弘秋 殿

滋賀地方最低賃金審議会会長、中 睦

滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年7月8日付け滋労発基 0708 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成29年10月5日発効の滋賀県最低賃金（時間額813円）は平成29年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1、4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 866円

6 効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○会長

ただ今の答申文案について、何かご質問等ございますでしょうか。

○各委員

なし。

○会長

では、答申文案で答申してよろしいですか。

○各委員

はい。

○会長

それでは、これにより答申したいと思います。

○事務局（室長）

マスコミの入場がございますので、しばらくお待ちください。

会長から局長に答申文を手交させていただきます。

[答申文手交]

〔答申文手交写真撮影の後マスクミ退場〕

○会長

ただ今、答申いたしました滋賀県最低賃金の今後の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局（室長）

今後速やかに官報手続を行い、異議申出の公示を行います。

異議申出を8月22日木曜日まで行い、8月23日金曜日午前10時より本審議会を開催いたします。

なお、今回は特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無についての答申がございますので、異議申出がなくても8月23日の審議会は開催させていただきますので、お間違いなきようお願いいたします。

○会長

異議申出がなくても8月23日金曜日午前10時からの審議会は開催されますので、委員の皆様には日程の確保をお願いします。

それでは、次の議題に入ります。

議題（3）の「特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）」についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長補佐）

お手元の資料ナンバー2の5ページをご覧くださいませでしょうか。

令和元年7月17日に、労働者側より特定（産業別）最低賃金改正等の申出書が提出されております。その申出書に基づき、こちらの資料は作成しております。

申出の内容は、件名でなく略称になりますが「新繊維工業」、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「各種商品小売業」の6業種の改正決定と「百貨店、総合スーパー」の決定についての申出となっております。

なお、この中で「公正競争ケース」として申出があったものが、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」と決定の「百貨店、総合スーパー」。「労働協約ケース」としては、「新繊維工業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「各種商品小売業」となっております。

これらの申出書及び添付された書類を審査いたしましたところ、いずれの申出書につきま

しても、必要事項の記載、必要書類の添付に加え、定量的要件を具備しているものと認められましたので、本日、滋賀労働局長から滋賀地方最低賃金審議会会長に改正決定等の必要性の有無について諮問を行うこととさせていただいております。

○会長

ただ今の事務局からの説明について何か質問等ございますでしょうか。

○各委員

特にないです。

○会長

それでは、諮問文の手交をお願いします。

〔局長から会長に7業種の改正決定等の必要性の諮問文をまとめて手交〕

○会長

諮問文の配布・朗読をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは諮問文の朗読をさせていただきます。

朗読に際しましては、諮問の要旨及び最低賃金の件名のみの朗読とさせていただきます。

滋労発基 0807 第 1 号

令和元年 8 月 7 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 中 睦 殿

滋賀労働局長 石坂 弘秋

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維素製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金他 5 件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 7 月 17 日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

①滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金

②滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金

③滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

④滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ・電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

⑤滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

⑥滋賀県各種商品小売業最低賃金

続きまして、

滋労発基 0807 第 2 号

令和元年 8 月 7 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 中 睦 殿

滋賀労働局長 石坂 弘秋

滋賀県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和元年 7 月 17 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン滋賀県支部支部長池内正博から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

○会長

ただ今、6 業種の改正と 1 業種の新設の必要性の諮問文をいただきました。

諮問のありました 7 業種について、改正決定等の必要性の有無については、検討小委員会で協議の上、次回の第 4 回審議会にて答申することとしたいと思います。

それでは、最後の議題 4 「その他」ですが、何か皆さんからございますでしょうか。

○各委員

なし。

○会長

それでは、事務局から何かございますか。

○事務局（室長）

特にございませぬ。

○中会長

では、最後に局長からご挨拶がありますので、局長お願いします。

○局長

本日は、滋賀県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただきましたこと、まことに有難うございました。

特に専門部会の委員の皆様には、厳しい日程の中、真摯なご議論、ご審議をいただき、心より感謝申し上げます。

当局と致しましては、本答申を受けまして、速やかに官報公示等の所定の手続を進めてまいります。

本年度は、例年になく難しい議論が続いたと伺っております。委員の皆様には大変なご苦勞をおかけいたしましたことに重ねて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

また、滋賀県の特定（産業別）最低賃金につきましては、7月17日に7業種について、それぞれの各労働団体より改正又は新設の申出をお受けいたしております。

事務局にて、それら申出内容等につきまして審査いたしましたところ、各々、所定の要件を満たしておりましたので、本日、これら7業種につきまして「改正決定等の必要性の有無について」諮問を行なわせていただきました。

委員の皆様方には、厳しい暑さが続くと思われませんが、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございました。

本日、滋賀県最低賃金の改正決定の答申を行うことができました。滋賀県最低賃金の集中審議のために専門部会に連日ご出席いただいた労使の代表委員の皆様はじめ、委員の皆様、本当にご苦労様でした。

議事録の署名については、労働者側からは中村委員、使用者側からは西田委員よろしくお願いたします。

本日の審議会はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

〔閉会〕